

1-30-27

国王尚元の、冊封使の帰朝を護送するため使者宋庇等を遣わす執照（一五六二、九、一三二）

琉球国中山王尚元、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に使者宋庇・都通事鄭憲等を差わし、封王の宝船を駕使して福建地方に前往せしむ。除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、字字十七号半印勘合執照を給して都通事鄭憲等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

護送官二員

使者一員 宋庇 人伴五名

都通事一員 鄭憲 人伴五名

看針舎人二名 金章 林世明

弓箭手舎人二十六名

風勢を慎知する夷梢二十名

嘉靖四十年（一五六二）九月十三日

右の執照は都通事鄭憲等に付し、此れに准ぜしむ

天使の船隻を護送する事の為にす 執照

1-30-28

国王尚元の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬南比等を遣わす執照（一五六二、二、一一）

琉球国中山王尚元、天使の船隻の回朝の消息を探聴す等の事の為にす。

聖恩もて給事中・行人等の官人役を差遣し、三桅の海船一隻に坐駕して嘉靖四十年（一五六二）閏五月内、国に到りて勅を頒ち皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事完り、十月十九日に本国の謝恩の船と共に一斉に開洋して回朝する外、奈んせん山海を阻隔するに縁り消息を知る莫し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の馬南比・梁燦等を差わし、字字十八号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、福建等処に前去して回朝の消息を探聴し、及び原差^{もと}をさせる護送の官の使者宋庇・都通事鄭憲等の官人等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬南比 人伴二名

通事一員 梁燦 人伴二名

管船火長一名 林泰

梢水共に六十五名

嘉靖四十一年（一五六二）二月十一日

右の執照は通事梁燦等に付し、此れに准ぜしむ

天使の船隻の回朝の消息を
探聴す等の事の為にす 執照

注* 本文書と（三〇二九）は、勘合執照の番号が同じである。又、派

遣の目的も同じで、かつ同文である。探問には船一隻を派遣する
のが例であり、日付のわずかに早い本文書は使用されなかった可
能性がある。

1-30-29

国王尚元の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬三路等を
遣わす執照（一五六二、二、一五）

琉球国中山王尚元、天使の船隻の回朝の消息を探聴す等の事の
為にす。

聖恩もて給事中・行人等の官人役を差遣し、三桅の海船一隻に
坐駕して嘉靖四十年（一五六二）閏五月内、国に到りて勅を頒ち
皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事完り、十月九日に本国の
謝恩の船と同一に一齐に開洋して回朝する外、奈んせん山海を阻隔
するに縁り消息を知らず。

此の為に今、特に使者・都通事等の官の馬三路・蔡朝用等を差

わし、字字十八号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の
小船一隻に坐駕し、福建等処に前去して回朝の消息を探聴し、及
び原差わたせる護送の官の使者宋庇・都通事鄭憲等の官人等を接回
して回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍
の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅慢して便なら
ざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬三路 人伴二名

都通事一員 蔡朝用 人伴二名

管船火長一名 紅文綵

梢水共に七十四名

嘉靖四十一年（一五六二）二月十五日

右の執照は都通事蔡朝用等に付し、此れに准ぜしむ
天使の船隻の回朝を
探聴する事の為にす 執照

注（一）九日（三〇二八）では十九日とある。郭汝霖『使琉球録』
は欠損部分があるが、開洋は十九日と説める。